

吉賀町告示第85号

平成29年第2回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年5月22日

吉賀町長 中谷 勝

1 期 日 平成29年6月9日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桑原 三平君

大多和安一君

三浦 浩明君

桜下 善博君

中田 元君

河村 隆行君

藤升 正夫君

河村由美子君

庭田 英明君

潮 久信君

安永 友行君

○6月12日に応招した議員

○6月13日に応招した議員

○6月16日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成29年 第2回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成29年6月9日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成29年6月9日 午前9時06分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 請願第1号 朝倉公民館の新築に関する陳情及び町議会採択の執行についての請願書
- 日程第6 請願第2号 森林環境税（仮称）の早期創設の実現についての請願書
- 日程第7 陳情第1号 町道栗木谷線の改良に関する陳情について
- 日程第8 要望第1号 平栃の滝遊歩道の新設についての要望書
- 日程第9 発議第3号 「テロ等準備罪（共謀罪）法案」の撤回・廃案を求める意見書（案）
- 日程第10 発議第4号 国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）の軽減制度創設を求める意見書（案）
- 日程第11 承認第1号 専決処分の承認について（吉賀町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第12 承認第2号 専決処分の承認について（吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第13 報告第3号 議会委任による専決処分の報告について
- 日程第14 報告第4号 議会委任による専決処分の報告について
- 日程第15 報告第5号 議会委任による専決処分の報告について
- 日程第16 報告第6号 議会委任による専決処分の報告について
- 日程第17 報告第7号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第18 議案第38号 第2次吉賀町まちづくり計画の策定について
- 日程第19 議案第39号 請負契約の締結について
- 日程第20 議案第40号 請負契約の締結について
- 日程第21 議案第41号 吉賀町健康づくり推進協議会条例の制定について
- 日程第22 議案第42号 吉賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第43号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第24 議案第44号 吉賀町町営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第45号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第46号 平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第47号 平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第48号 平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第49号 平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第50号 平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第51号 平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第52号 平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 請願第1号 朝倉公民館の新築に関する陳情及び町議会採択の執行についての請願書
- 日程第6 請願第2号 森林環境税（仮称）の早期創設の実現についての請願書
- 日程第7 陳情第1号 町道栗木谷線の改良に関する陳情について
- 日程第8 要望第1号 平栃の滝遊歩道の新設についての要望書
- 日程第9 発議第3号 「テロ等準備罪（共謀罪）法案」の撤回・廃案を求める意見書（案）
- 日程第10 発議第4号 国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）の軽減制度創設を求める意見書（案）
- 日程第11 承認第1号 専決処分の承認について（吉賀町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第12 承認第2号 専決処分の承認について（吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第13 報告第3号 議会委任による専決処分の報告について
- 日程第14 報告第4号 議会委任による専決処分の報告について
- 日程第15 報告第5号 議会委任による専決処分の報告について
- 日程第16 報告第6号 議会委任による専決処分の報告について
- 日程第17 報告第7号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第18 議案第38号 第2次吉賀町まちづくり計画の策定について

- 日程第19 議案第39号 請負契約の締結について
日程第20 議案第40号 請負契約の締結について
日程第21 議案第41号 吉賀町健康づくり推進協議会条例の制定について
日程第22 議案第42号 吉賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第23 議案第43号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第24 議案第44号 吉賀町町営駐車場条例の一部を改正する条例について
日程第25 議案第45号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第26 議案第46号 平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第27 議案第47号 平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第28 議案第48号 平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第29 議案第49号 平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
日程第30 議案第50号 平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第31 議案第51号 平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第32 議案第52号 平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）

出席議員（11名）

1 番 桑原 三平君	2 番 大多和安一君
3 番 三浦 浩明君	4 番 桜下 善博君
5 番 中田 元君	7 番 河村 隆行君
8 番 藤升 正夫君	9 番 河村由美子君
10番 庭田 英明君	11番 潮 久信君
12番 安永 友行君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中谷 勝君 副町長 岩本 一巳君

教育長	……………	青木 一富君	教育次長	……………	光長 勉君
総務課長	……………	赤松 寿志君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	齋藤 明久君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	大庭 克彦君	出納室長	……………	中林知代枝君

午前 9 時 06 分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は 11 人です。定足数に達しておりますので、平成 29 年度第 2 回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、日程に入る前に、中谷町長より発言を求められていますので、これを許します。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 皆さん、おはようございます。6 月の定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。町内の圃場におきましては、早苗の緑の美しく、秋の取り入れまでの情景が楽しめるところでございます。

議員各位におかれましては、定例会へのお越しをありがとうございました。

本定例会に付議いたします案件は、承認 2 件、報告 5 件、議案 15 件となっております。よろしくお願い申し上げますとともに、適正なる審議、可決を賜りますようお願い申し上げます。

また、町民の皆様の御関心もあるかと思いますが、皆様も御同様であります、来る 10 月 29 日に到来いたします任期後の進退について申し上げたいと思います。

初代吉賀町長という栄誉をいただき、平成 17 年 10 月 30 日に就任いたしまして、後の 4 カ月余りを含めて 3 期 12 年にわたり吉賀町のかじ取り役を務めさせていただきました。就任時は、小泉改革と言われました三位一体の改革により地方自治体は疲弊と財政状況が洗い出された時期にあります。吉賀町も例外なく行財政改革に取り組まざるを得ず、事業を精選し、経費を削減し、こうした事業を経費削減に傾注してきたわけでございますけれど、ケーブルテレビを初めとして、町のインフラ整備等、また岡山県鏡野町に続く中国地方で 2 番目に中学校卒業までの医療費の無料化等の子育て支援事業を推進する中で、財政指数においては県下でも上位に位置するまでになりました。

折から、国の人口減少に対する施策、地方創生事業として、全国の自治体が数値目標を定めたまち・ひと・しごと創生総合戦略に取り組むこととなり、本町も吉賀町総合戦略を策定、目標の 5 カ年計画の 3 年目という重大な時期にあることは皆様御承知のことと思います。また、澄川喜

一彫刻の道事業も道半ばであり、障がい者総合支援センター建設という大きな事業も待ち構えております。行財政改革を行いながら、実施した事業等々、町長３期の実績を評価くださり、４期目への挑戦をお勧めくださる方もいらっしゃると思います。幕末の松代藩士で兵学者、思想家の佐久間象山が「時にあわば 散るもめでたし 桜花 めずるは花の 盛りのみかは」と辞世の句とも言われておりますが、読んでおられます。私にとりまして今期末がこの時に当たると判断したところであります。不遜ではございますけれど、「亢竜に悔いあり」という格言もあります。行政は停滞なく継続していかなければなりません。やりかけた事業があるといえは際限がありません。やり残した事業は、後に続く者が判断され、議会に協議され、決めればよいことであり、今期限りで身を引くことといたしました。今議会や９月定例会が迫力のないこととならないように、精一杯努めますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） それでは、早速、日程第１に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、８番、藤升議員、９番、河村由美子議員を指名します。

日程第２．会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第２、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。８番、藤升議会運営委員長。

○議会運営委員長（藤升 正夫君） それでは、議会運営委員会より、会期の件について報告をいたします。

６月５日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期につきましては、本日より６月１６日までの８日間とすることを決しましたので、報告します。

○議長（安永 友行君） お諮りをします。本定例会の会期は、ただいま委員長報告のとおり本日から６月１６日までの８日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から６月１６日までの８日間と決定をしました。

日程第３．諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第３、諸般の報告を行います。本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告、定期監査報告及び議長の動静報告は同じくお手元に配付した資料のとおりです。

日程第４．行政報告

○議長（安永 友行君） 次に、日程第４、行政報告を行います。

中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、３月議会で報告いたしました後の動静につきまして御報告を申し上げます。

３月６日から定例会を開催して、大変御迷惑をおかけいたしましたけれど、３月定例会を行いまして、その後、３月１６日、子育て応援企業認定証贈呈ということで、町内企業に対しまして、子育てに努力しておる企業に対しましての認定をさせていただきました。

また、３月１７日は六日市小学校の卒業式へ出席しております。

１８日はサクラマス交流センターの竣工式を行いまして、３月２５日、島根県ワサビ品評会へ出席いたしております。

３月２９日には、人材確保推進協議会、この企業につきましては、ヨシワ工業さんとみひろ化成さんでございますので、これにつきましては、また企業数をふやしていこうというように考えておるところでございますけれど、それに出席しております。

裏面でございますけれど、４月５日、六日市学園の入学式、飛びまして、４月２７日、彫刻の道の竣工式、２８日には指名審査会やりまして、その後、学校給食の異臭事案に対処したところでございます。

４月３０日、夢・花マラソンに、スターターをさせていただきました。

５月８日、ヨシワ工業六日市工場を視察させていただきまして、新たな増設部分、改良部分の工場見学させていただいたところでございます。また、そのことによります１２日に企業誘致調印式ということで県庁のほうで調印式を行い、認定を受けたところでございます。

また、５月２２日はまちづくりの計画の答申をいただいたところでございます。また同日県土連の役員会に出席いたしております。

また、５月２５日には、中央要望ということで、要望活動を行っております。

また、２９日は、サンエムの株主総会、役員会、また、３０日には、エポックかきのきむらの株主総会、役員会へ出席いたしております。

主な事業につきましては、そういったところでございます。細かいところにつきましては、お手

元の資料をごらんいただけたらというように思っております。よろしくお願いします。

日程第5. 請願第1号

日程第6. 請願第2号

○議長（安永 友行君） それでは、次に、日程第5、請願第1号朝倉公民館の新築に関する陳情及び町議会採択の執行についての請願書及び日程第6、請願第2号森林環境税（仮称）の早期創設の実現についての請願書を議題といたします。

なお、請願第1号朝倉公民館の新築に関する陳情及び町議会採択の執行についての請願書及び日程第6、請願第2号森林環境税（仮称）の早期創設の実現についての請願書については、お手元に配付した陳情・請願・要望等文書表のとおり、総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、日程第5、請願第1号朝倉公民館の新築に関する陳情及び町議会採択の執行についての請願書及び日程第6、請願第2号森林環境税（仮称）の早期創設の実現についての請願書については、お手元に配付した陳情・請願・要望等文書表のとおり、総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

日程第7. 陳情第1号

日程第8. 要望第1号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第7、陳情第1号町道栗木谷線の改良に関する陳情について及び日程第8、要望第1号平栃の滝遊歩道の新設についての要望書を議題といたします。

陳情第1号町道栗木谷線の改良に関する陳情について及び日程第8、要望第1号平栃の滝遊歩道の新設についての要望書については、お手元に配付した陳情・請願・要望等文書表のとおり、経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、日程第7、陳情第1号町道栗木谷線の改良に関する陳情について及び日程第8、要望第1号平栃の滝遊歩道の新設についての要望書については、お手元に配付した陳情・請願・要望等文書表のとおり、経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

日程第9. 発議第3号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第9、発議第3号「テロ等準備罪（共謀罪）法案」の撤回・廃案を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第3号「テロ等準備罪（共謀罪）法案」の撤回・廃案を求める意見書（案）につきまして、読み上げて提案をさせていただきます。

発議第3号、吉賀町議会議長、安永友行様、提出者、吉賀町議会議員、藤升正夫。

「テロ等準備罪（共謀罪）法案」の撤回・廃案を求める意見書（案）。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由といたしましては、思想・良心・言論の自由など、基本的人権を守るためでございます。

裏を見ていただきまして、意見書（案）、「テロ等準備罪（共謀罪）法案」は、5月23日衆議院本会議で採決が強行され、参議院での審議が行われています。同法案では、まだ起きていない犯罪を取り締まるために、怪しい、危険だと警察が判断した組織、団体、個人を日常的に監視し、さらには共謀罪の摘発を名目とする監視や会話の通信傍受など極めて広範囲にわたって捜査権が乱用されるおそれがあります。国民に対する監視と管理の強化は、憲法が保障する思想・良心の自由を侵害するものです。

政府が持ち出した「テロ対策」のためという口実は成り立ちません。テロ防止に関する条約は13本あり、日本は全13条約の締結を完了しています。また、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）加盟のためという主張は、そもそも同条約の目的は「テロ対策」でなく、日本政府もかつて同条約に「テロ対策」を盛り込むことに異議を唱えていたことと矛盾します。

政府は、「一般人は関係ない」「内心を処罰するものでない」と繰り返しますが、今でも環境保護などを訴える市民まで不当に調査・監視している警察が、「共謀罪」によって、さらに大きな捜査権限を手に入れることで、「国民監視社会」への道が加速する危険があることは、余りに明白です。

国連人権理事会から任命された特別報告者が、「共謀罪」法案がプライバシーに関する権利、表現の自由への過度の制限につながる可能性があるとして警告する書簡を安倍政権に出したことも重大なことです。

我が国の刑法体系の根本的な変質ともなる「テロ等準備罪（共謀罪）法案」の成立は到底許されるものではありません。

政府並びに国会におかれましては、「テロ等準備罪（共謀罪）法案」の撤回・廃案を行うよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしまして、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣としておりますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

提案者に対しての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑はないようです。

日程第9、発議第3号「テロ等準備罪（共謀罪）法案」の撤回・廃案を求める意見書（案）の質疑は保留をしておきます。

日程第10、発議第4号

○議長（安永 友行君） 日程第10、発議第4号国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）の軽減制度創設を求める意見書（案）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、引き続き、発議第4号について、読み上げて提案させていただきますと思います。

発議第4号、吉賀町議会議長、安永友行様、提出者、吉賀町議会議員、藤升正夫。

国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）の軽減制度創設を求める意見書（案）。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由といたしまして、少子化対策支援のためでございます。

裏を見ていただきまして、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）の軽減制度創設を求める意見書（案）。

国は、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置について、全ての市町村が未就学児までは何らかの助成措置を実施している実態等を踏まえ、各自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から、平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成について、国保の減額調整を行わないこととしました。

一方で、国民健康保険料（税）の均等割額は国民健康保険の加入者一人一人に均等にかかるため、家族に子どもがふえると保険料の負担が重くなるという仕組みはそのままとなっています。

国におかれましては、少子化対策の取り組みを支援する観点から、国の負担による子どもに係る均等割保険料（税）軽減制度創設を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先といたしましては、衆参両院議長と内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画）でございます。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

提案者に対しての質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、お諮りをします。本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

日程第 1 1. 承認第 1 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1 1、承認第 1 号専決処分の承認について（吉賀町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、承認第 1 号でございます。専決処分の承認について。地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成 2 9 年 6 月 9 日提出、吉賀町長中谷勝。

1 ページをお開きください。

専決処分書、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決する。

1、吉賀町税条例の一部を改正する条例、平成 2 9 年 4 月 1 日、吉賀町長中谷勝。

詳細につきましては、担当いたしております税務住民課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） おはようございます。それでは、承認第 1 号吉賀町税条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

参考資料の 1 ページから新旧対照表が載っておりますので、そのほうで説明をさせていただきます。

まず、1 ページから 2 ページにあります 3 3 条の改正ですが、特定配当及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について課税方式を決定するための申告書等について、ただし書き等の追加により改正するものであります。

2 ページ、3 4 条の 9 の改正ですが、これは、3 3 条の改正に伴う控除の規定の整備というこ

とになります。

続きまして3ページ、48条、5ページの50条、7ページの61条につきましては、法律改正によります字句の訂正ということになります。

7ページ、61条の2の改正は、固定資産税わがまち特例の新設をしたものであります。同7ページ、第63条の2、8ページの63条の3、9ページの74条の2の改正であります、これも法律改正に伴う字句の修正ということになります。

附則に移ります。10ページ、第5条、11ページ、第8条の改正は、法律改正に伴う字句訂正ということであります。

11ページ、第10条の改正につきましては、読みかえ規定の改正になります。

11ページ、第10条の2の改正であります、法律改正による項の削除と繰り上げ及び固定資産税わがまち特例の追加をするものであります。

13ページ、第10条の3の改正であります、字句の修正、項の繰り下げ、項の追加ですが、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の軽減を受けようとする者が提出する申告書について規定したものであります。

16ページ、第16条の改正です。軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を2年延長するという改正であります。

18ページ、第16条の2の改正であります、軽自動車税の賦課徴収の特例について新設されたものであります。

19ページの第16条の3の改正ですが、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の特例について、法改正による字句の訂正及び特定配当に係る所得について課税方式を決定するための申告書等についてただし書きの追加による改正を行ったところであります。

20ページ、第17条の2の改正です。優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を3年間延長するという改正であります。

21ページ、第20条の2の改正であります、特例適用配当に係る所得について課税方式を決定するための申告書等について、ただし書きの追加による改正を行ったところであります。

同21ページ、20条の3の改正であります、条例適用配当等に係る所得について課税方式を決定するため、申告書等について、ただし書きの追加による改正を行ったところです。

以上、簡潔ですが、条例改正の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。議案そのもののほうを見ていただきまして、軽自動車税に

関する経過措置というのは、附則のほうの分ですが、第4条、第5条と、それから表はついておりますけれども、この表自体が条例改正前と後の比較をするものというものは何かありますか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 今持ち合わせておりません。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。何ら変わりのないということではなくって、資料としてつけていないというふうにお聞きしてよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 資料としてつけてないということです。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 議長にお願いをするわけですが、この関係の資料を追加資料として出していただくよう調整願いたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 藤升議員にお聞きしますが、採決の予定なんで、けさほどおつなぎしたように。採決後でもよろしいですか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 内容はわかっていますので、採決後でも構いません。

○議長（安永 友行君） それでは、齋藤課長、内容についてわかりやすい表をとということだと思いますので、会期中でよろしいですので、お願いをいたします。

ほかに質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第11、承認第1号専決処分の承認について（吉賀町税条例の一部を改正する条例）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は、原案のとおり可決承認されました。

日程第12、承認第2号

○議長（安永 友行君） 日程第12、承認第2号専決処分の承認について（吉賀町国民健康保険

税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長(中谷 勝君) それでは、続きまして承認第2号でございます。専決処分の承認について。地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成29年6月9日提出、吉賀町長中谷勝。

1ページをお開きいただきまして、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決する。

1、吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、平成29年4月1日、吉賀町長中谷勝。

詳細につきましては、担当いたしております保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長(安永 友行君) それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長(永田 英樹君) おはようございます。それでは、承認第2号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について詳細説明を行わさせていただきます。

先ほどの税務住民課長のほうから説明がございましたとおり、関係します法令等々の改正によりまして、国民健康保険制度におきましては、所得者に対する保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得につきまして経済的動向等を踏まえた見直しを行うため、国民健康保険法施行令の改正が行われまして、本年4月1日からの施行となりました。この改正によりまして、今回、吉賀町の国民健康保険税条例の一部の改正を行うものでございます。

国民健康保険税につきましては、納税義務者及び世帯に属する被保険者の所得の合算額が一定額以下の場合には、賦課する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を政令で定める基準に従いまして、町の条例で定める額を減額した後に賦課を行います。

定例会参考資料の24ページをお開きいただきたいと思います。

24ページの第3条第2号中、現行26万5,000円とされております。この金額が27万円に改められることとなります。

それから、25ページをごらんをいただきたいと思います。

同じく同条の第3号中の48万円、この金額が49万円にそれぞれ改正されるというものでございます。

この改正によりまして、被保険者の均等割額及び世帯平等割額についてでございますけれども、5割軽減の対象となる所得の基準額が基礎控除分の33万円に今回改正されました27万円、そこに被保険者数を掛けた額を加算した額が基準額となるものでございます。2割軽減の対象となる所得の基準につきましては、同じく基礎控除の33万円に被保険者数に49万円を掛けた額を

加算した金額が基準額になるという内容のものでございまして、本年４月１日からの施行となるものでございます。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第１２、承認第２号専決処分の承認について（吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は、原案のとおり可決承認されました。

日程第１３．報告第３号

日程第１４．報告第４号

日程第１５．報告第５号

日程第１６．報告第６号

○議長（安永 友行君） 日程第１３、報告第３号議会委任による専決処分の報告についてから、日程第１６、報告第６号議会委任による専決処分の報告についてまでを一括議題として行います。これの報告を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、報告４件でございますけれど、これにつきましては、吉賀中学校の駐車場に駐車しておった教員方の車に雪が落ちかかって車を破損したということで、これにつきましてはの損害賠償という案件でございます。

報告第３号議会委任による専決処分の報告について。地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。平成２９年６月９日提出、吉賀町長中谷勝。

１ページをお開きください。

専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第１８０条第１項の規定により、

次のとおり専決する。平成29年5月1日、吉賀町長中谷勝。

記、損害賠償の額を定めることについて。

1、損害賠償の額、12万536円。

2、損害賠償の相手方、吉賀町在住個人。

3、事故の概要、平成29年2月13日午前10時ごろ、吉賀中学校内駐車場に駐車していたところ、特別教室棟屋根からの落雪により、相手方車両の天井及び後部ワイパーを損傷したというものでございます。

報告第4号議会委任による専決処分の報告について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。平成29年6月9日提出、吉賀町長中谷勝。

1ページをお開きください。

専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。平成29年5月1日、吉賀町長中谷勝。

記、損害賠償の額を定めることについて。

1、損害賠償の額、10万8,427円。

2、損害賠償の相手方、吉賀町在住個人。

3、事故の概要、平成29年2月13日午前10時ごろ、吉賀中学校内駐車場に駐車していたところ、特別教室棟屋根からの落雪により、相手方車両の天井を損傷したというものです。

報告第5号議会委任による専決処分の報告について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。平成29年6月9日提出、吉賀町長中谷勝。

専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。平成29年5月1日、吉賀町長中谷勝。

記、損害賠償の額を定めることについて。

1、損害賠償の額、12万2,961円。

2、損害賠償の相手方、益田市在住個人。

3、事故の概要、平成29年2月13日午前10時ごろ、吉賀中学校内駐車場に駐車していたところ、特別教室棟屋根からの落雪により、相手方車両の天井を損傷したものでございます。

報告第6号議会委任による専決処分の報告について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。平成29年6月9日提出、吉賀町長中谷勝。

専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、

次のとおり専決する。平成29年5月1日、吉賀町長中谷勝。

記、損害賠償の額を定めることについて。

1、損害賠償の額、2,916円。

2、損害賠償の相手方、益田市在住個人。

3、事故の概要、平成29年2月13日午前10時ごろ、吉賀中学校内駐車場に駐車していたところ、特別教室棟屋根からの落雪により、相手方車両後部のワイパーを損傷したというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今の3号から6号につきまして、専決処分ということでございますけれども、金額にしますと、損害賠償35万5,000円余りでございますけれども、この事故につきまして、たまたま車ということで別に人身ということにはなかったかも知れませんが、もしこれが生徒さん、あるいは一般の人でも車の屋根がへこんだり、それからワイパーがめげるといって、かなりの重大事故になるんじゃないかなと思います、人身の場合に。その場合のことも考えまして、この報告についての後に、屋根のほうの落雪をしないような事後措置というのはとられたのかどうか、お伺いしたいと思いますが。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） この事故の後、特にその落雪に関する工事等はしておりません。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） ということは、あれでしょうか。まだ、もし車が置いた場合には、こういうふうな事故は繰り返される、また人身事故もあり得るということでございますか。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 同様の雪が降れば落ちる可能性はあるというふうには思います。ただ、今回の件につきましても、当然落雪等が予想はされますので、校長のほうから教職員に対してのそういう注意喚起はしておったところではございますけれども、結果として、こういうふうな状況になったということでございます。今御指摘のように、特に生徒、児童等に、町内どの学校もそうでございますけれども、そういった事態が起こる可能性は十分あると思いますので、その辺の注意喚起につきましては、各学校にしておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 次長のほうから注意喚起ということではございますけれども、どの学校も、ここ吉賀町も積雪地域でございますので、雪の被害というのはあり得るかと思いますが、このように4件も車の被害がある。また次のことも考えられますので、ぜひとも、対策とい

うものをとっていただきたいと思いますので、強く要望しておきます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） ただいま御指摘ございましたので、その辺、また学校等とも相談をいたしまして、対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 中田議員の質問に、同じようなことになると思いますが、実は、この事案は、昨年か、おとしですか、蔵木中学校の屋根から雪が落ちまして、職員の車が破損したということで、専決の報告がありまして、私、そのときも、当然ながら職員の方は、毎日通勤されておりましたので、大体予知といいましょうか、そういうことがあるかと思いますが、今後の防ぐためには、ロープを張ったりとか、あるいは看板を立てるとか、職員に注意喚起をしたらどうかという提案をさせていただきまして、そのときも、担当者の方より、十分に今後、あり得ることなので、そういうことはやりますというふうな答弁がありましたが、また、学校は違いますが、また同じようなことが起きておりまして、しかも今回は4台であります。やはり今次長のほうから、今後は学校と協議をしまして、注意喚起というのを言われましたが、やはり、ここは2度あることは3度ありましたので、またつつうことがありますので、先ほどの次長の答弁にはありましたが、やはり全町内の学校の点検をしまして、そういうような落雪があるようなところにつきましては、やはり、いま一度対応といいましょうか、ロープを張るなり、看板を張るなり、注意喚起をするなりということ、やはりもう一度すべきだと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 今、桜下議員の御指摘ございましたけども、昨年も1件ございました。これにつきましては、学校の教職員外の業者の方でございまして、通常とめるところではないところで起こった事故でございました。今回の件につきましては、吉賀中学校でございます。御承知のように、駐車場が大変狭うございまして、とめるスペースが限られております。実際のところ申し上げますと、朝、教職員は校舎の前の通路のところに縦列で車を駐車したと。その駐車場の除雪等をして、それで、特別教室棟から若干ちょっと前めのところに車をとめたわけではございますけども、いずれにしても雪の勢いがあったんで、予想外のところで落ちたというところでございます。実際には、今回4名の賠償ということでございますけれども、7台の車が破損をしております。そのうち4台が対象となったというような状況でございます。先ほど来、2名の議員さんから御指摘をいただいておりますように、こういうことが起こらないように、なるべく注意喚起をしながら、また対応できるところはしていきたいというふうには思っております。

けども、いずれにいたしましても、雪でございまして、想像もつかないようなことも起こり得るというところではございますけども、車でなく、人命等にもかかわる問題でございますので、学校、校長とも相談をいたしまして、校内、各校対応していくように、注意喚起をして、また対応できることはしたいと思います。大変御迷惑かけて申しわけございませんでした。

○議長（安永 友行君） 質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

本案については、報告をもって終了します。

日程第 17. 報告第 7 号

○議長（安永 友行君） 日程第 17、報告第 7 号繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、報告第 7 号繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成 28 年度吉賀町一般会計及び吉賀町小水力発電事業特別会計の繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。平成 29 年 6 月 9 日提出、吉賀町長中谷勝。

1 ページをお開きください。一般会計でございます。事業名と金額のみを申し上げます。

町営駐車場整備事業で 838 万円、総合計画策定事業で 147 万 9,600 円、個人番号カード交付事業で 50 万 5,000 円、地区集会所建設事業で 339 万 1,200 円、臨時福祉給付金経済対策で 3,204 万円、町行造林事業 298 万 6,000 円、彫刻の道整備事業 1,838 万 8,600 円、橋梁維持管理事業で 3,588 万 2,400 円、木部谷線改良事業で 2,330 万円、元町丸町線改良事業で 795 万円、夜打原相生線交通安全施設整備事業で 3,284 万 9,680 円、コミュニティ消防センター下水道接続事業で 181 万 7,000 円、小学校空調機設置事業で 4,310 万 4,000 円、サクラマス交流センター整備事業で 1,358 万 7,000 円、大野原運動交流広場整備事業で 4,824 万 7,000 円で、合計で 2 億 7,390 万 7,480 円でございます。

1 ページお開きいただきまして、小水力会計でございます。放水路健全度調査事業、このお金が 251 万 3,000 円繰り越したというものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。8 番、藤升議員。

○議員（8 番 藤升 正夫君） 8 番。現時点でまだ完了していない分につきまして完了を予定を

する時期について、報告をいただきたいと思います。全て。

○議長（安永 友行君） 各課個別にお答えします。最初に、総務費で総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、総務課の所管する事業について御報告をいたします。

まず、町営駐車場整備事業費については、事業が完了しております。

それから、1つ飛んで、個人番号カード交付事業ですけども、これは、ちょっと国との関係がありますので、ちょっと終了時期が明確になっておりませんが、まだ未完了です。

それから、ずっとおりていただいて、下から4つ目、コミュニティー消防センターの下水道接続、これは事業が完了しました。

それから、下から2番目のサクラマス交流センター整備事業、ごみ処理場等ですけども、今設計のほうは発注しまして、今設計の作業中ですので、工事を近々発注するということで、工事はちょっと完了はまだ未定です。

以上です。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 私のほうから、企画課が所管しております3件について報告させていただきます。

まず、上から2行目、総合計画策定事業ですが、事務的な処理はほぼ終わっておりまして、あと策定が決定すれば製本を残しているところでございます。

その2つ下、地区集会所建設事業でございますが、これは立河内集会所の新たな集会所の設計業務でございまして、業務自体は完了しておりまして、あと支払いを残すだけでございます。

それから3つ下ですか、彫刻の道整備事業につきまして、これにつきましても工事は全て完了しておりまして、あと精算を残すのみでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 私のほうから、社会福祉費の臨時福祉給付金の状況につきまして報告をさせていただきます。

要綱上、5月末が最終の締め切り期限ということになっておりまして、6月15日に最終の支払いを行う予定となっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） では、教育委員会のほうから光長次長。

○教育次長（光長 勉君） それでは、教育委員会のほうの御説明をします。

下から3番目です。小学校費の小学校空調機設置事業でございます。これにつきましては、6月末に竣工検査を実施する予定でございまして、恐らく中旬ぐらいには完了するだろうという

ことでございます。

それから、一番下の大野原運動交流広場の整備事業でございます。これにつきましては、休憩棟トイレ等の建築部分につきましては、8月中に完成予定でございます。

グラウンドゴルフ場につきましては、9月末が工期となっております、9月末で完了する予定でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、産業課の所管する事業ですが、上から6つ目の町行造林事業でございます。これにつきましては、作業道の新設をするという事業ですが、繰り越しをしまして、踏査調査、調査のほうは済ましてあります。それに基づきまして、6月の中旬に発注をしたいというふうに考えております。完成時期ですが、年内完成という形で発注のほうはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、私のほうから、土木費の工事について御説明をさせていただきます。

道路橋梁費でございまして、橋梁維持管理事業でございます。これにつきましては、橋梁点検等の経費でございまして、現在までのところで完了しているところでございます。

それから、木部谷線の道路改良事業でございますけれども、現在のところまだ工事を続けておるというところでございまして、現在のところ完了しておらんという状況でございます。

それから、元町丸町線の改良事業でございますけれども、これは、歩車道分離の歩道の色塗りということでございます。これにつきましては、完了しておるというところでございます。

それから、夜打原相生線の交通安全施設整備事業でございます。これは、相生橋の歩道橋のA1、右岸側の橋台の設置でございますけれども、現在のところで工事のほうは完了しております。竣工検査が済んでおらないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 大庭柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（大庭 克彦君） 私のほうから、小水力特別会計のほうです。放水路健全度調査事業ですが、こちらは、放水路のトンネルの調査を実施するということでございます。伴いまして、高津川からの流入の閉め切り工事を実施するということで、高津川の横断ということが出てきます。そういった関係で、漁協との協議等もありますので、秋以降、10月以降にまた調査を実施する予定にしております。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

本案についても、報告をもって終了いたします。

ここで10分間休憩します。

午前10時07分休憩

.....

午前10時18分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

.....

日程第18. 議案第38号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第38号第2次吉賀町まちづくり計画の策定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第38号第2次吉賀町まちづくり計画の策定について。

第2次吉賀町まちづくり計画、平成29年度から平成38年度までを別紙のとおり策定することについて、吉賀町議会の議決に付すべき事件を定める条例（平成23年吉賀町条例第14—2号）第2条の規定により議会の議決を求めるというもので、平成29年6月9日提出、吉賀町長。

これにつきましては、先般の全員協議会のほうで詳細に御説明申し上げてますので、詳細説明はなしでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第18、議案第38号第2次吉賀町まちづくり計画の策定についての質疑は保留をしておきます。

.....

日程第19. 議案第39号

日程第20. 議案第40号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第19、議案第39号請負契約の締結について（平成29年度吉賀町役場本庁舎改修工事）及び日程第20、議案第40号請負契約の締結について（平成29年度吉賀町役場分庁舎改修工事）を一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、2議案の御説明を申し上げます。

議案第39号請負契約の締結について。下記工事について、請負契約を締結するため吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により議会の議決を求める。平成29年6月9日提出。吉賀町長中谷勝。

記。1、契約の目的、平成29年度吉賀町役場本庁舎改修工事。2、契約の方法、一般競争入札による文書契約。3、契約金額、1億7,496万円、うち消費税が1,296万円でございます。4、工期、吉賀町議会の議決のあった日の翌日から平成29年12月24日まで。5、契約の相手方、島根県益田市高津町イ2556番地1、株式会社技研設備、代表取締役佐々木良典。

続きまして、議案第40号でございます。請負契約の締結について。下記工事について、請負契約を締結するため吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により議会の議決を求める。平成29年6月9日提出。吉賀町長中谷勝。

記。1、契約の目的、平成29年度吉賀町役場分庁舎改修工事。2、契約の方法、一般競争入札による文書契約。3、契約の金額、6,480万円、うち消費税が480万円。4、工期、吉賀町議会の議決のあった日の翌日から平成29年12月24日まで。5、契約の相手方、島根県益田市中島町ロ192の1、株式会社電設サービス益田営業所、所長佐々木圭悟でございます。

詳細につきましては、総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第39号と第40号の詳細説明を行います。参考資料の26ページと27ページをお開きいただきたいと思います。

まず39号の本庁舎の改修工事についてです。工事場所は六日市地内、工期につきましては、議会の議決のあった日の翌日から29年12月24日まででございます。

工事内容ですけれども、建設工事、それから電気設備工事、機械設備工事に、大きくは3つに分かれておりますけれども、建設工事の主な内容につきましては、天井の撤去、張りかえ——これは部分的にですけれども、1階の台所、湯沸室の床、壁、天井等の撤去、張りかえ、それから流し台の交換等、庁舎内の手洗い器の撤去、防火シャッターの改修等がこれに含まれております。それから電気設備工事につきましては、電灯盤、動力盤等の幹線設備、照明器具、スイッチ、コンセント等の電灯コンセント設備、非常照明器具、誘導灯等の設備、空調電源基盤等の設備、自動火災報知設備、撤去工事等がこれに含まれております。それから機械設備工事につきましては、屋外・屋内の給水管布設等の給水設備、それから屋内消火栓の設備、屋外・屋内の空調機器の設備、熱交換器、天井扇等の換気設備、それに係る撤去工事処分費等が含まれております。

入札結果につきましては、そこの下の表のとおりでございますけれども、3社から応札があり

まして、株式会社技研設備が1億6,300万円の予定価格で、1億6,200万円で落札ということでございます。

続きまして、40号の分庁舎の工事でございます。工事場所は柿木地内、工期につきましては、議会の議決の翌日から29年12月24日までで、工事内容につきましては、電気設備工事と機械設備工事の2種類でございます。

工事内容につきましては、電気設備につきましては、照明器具、非常照明器具等の電灯設備と、それに伴う撤去処分費等でございます。それから機械設備につきましては、屋外・屋内の空調機器設備と、それに伴う撤去処分費等でございます。

入札結果につきましては、その表に記載のとおりでございますけれども、3社から応札がありまして、株式会社電設サービス益田営業所が、6,080万円の予定価格に対して6,000万円で落札ということでございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） この請負契約ですが、業者は指名競争入札か、それとも一般の競争入札なんのでしょうか。もし指名競争入札だったら町内業者にもそういうところはなかったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。議案のほうの記の2番のところ見ていただきますと、契約の方法で、一般競争入札による文書契約というふうに記載があるとおりで、一般競争入札による入札でございます。

これ、うちの要綱によりまして、2,000万円以上の工事については一般競争入札という、そういう例規がございますので、それにのっとって一般競争入札でやらせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この、応札された会社の会社名を見ますと、私が議員になってから初めてのような名前だと思えますけれど。この、とられた電設サービス益田営業所ですか、それと技研設備の益田営業所、町の実績はあったのかということをお聞きしたいと思います。

それと、先ほど工事内容は出てきましたけれど、素人考えからいきますと、益田管内には電気工事の業者はたくさんおられるわけですが、この3社、4社しか応札されていないということで、工事内容は出ていますが、その工事内容の中で特別な、特殊な工事というものがあつ

たのかどうかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。この業者の実績については、ちょっと調べてないで正確なことがお答えできませんけれども、記憶の中ではないんじゃないかというふうに思われます。

今回の入札なんですけれども、設計の金額からいっても、この中でも機械設備工事、要は空調の工事が、本庁舎においては約3分の2、柿木の庁舎においては、これはやっぱり3分の2ぐらいですか、ぐらいの金額を占めておりますので、工事の業種を管工事ということで、業種を管工事にした関係で、今回応札があったところが実施をされたということでございます。管工事にしたというのは、これ、ほかの自治体のところなんかも参考にさせていただきながら、そういう工事の、空調をやられたところですね、そういったところの工事の内容を参考にさせていただきながら、今回については管工事にさせていただいたということです。

町内では1社、該当のところがございましたけれども、残念ながらそちらのほうからは応札がなかったということでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第19、議案第39号請負契約の締結について（平成29年度吉賀町役場本庁舎改修工事）及び日程第20、議案第40号請負契約の締結について（平成29年度吉賀町役場分庁舎改修工事）の質疑は保留しておきます。

日程第21．議案第41号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第41号吉賀町健康づくり推進協議会条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第41号吉賀町健康づくり推進協議会条例の制定について。吉賀町健康づくり推進協議会条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。平成29年6月9日提出。吉賀町長中谷勝。

これにつきまして、町民の健康をということで、目的にも書いてありますけれども、詳細につきましては、保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第41号吉賀町健康づくり推

進協議会条例の制定について、説明をさせていただきます。

現在の吉賀町の健康づくり事業につきましては、吉賀町まちづくり計画と平成20年3月に策定をいたしまして、平成25年の3月に中間見直しを行いました、いきいき21吉賀町健康づくり計画に基づきまして、さまざまな事業を実施をしております。この健康づくり計画が今年度、最終年度を迎えるに当たりまして、向こう10年間を見据えた次期の健康づくり計画を今年度策定をする予定といたしております。

策定に当たりましては、前計画の検証評価をもとに、心豊かに、生涯健康で安心して生き生きと安全に暮らせるまちを目指し、町民が主体的に健康づくりに取り組める内容にしていきたいと考えておるところでございます。そのため、これまでは要綱によりまして策定、推進体制であったものを改めさせていただきます、他の計画と同様に条例に基づく策定、推進体制とすることが重要であるとの考えから、今回、吉賀町健康づくり推進協議会条例の制定について、上程をさせていただきます。

それで、ポイントを絞って条例の説明をさせていただきたいと思います。第1条のところ、ただいま申し上げました目的を記載がされております。第2条におきましては、この協議会での所掌する事務ということで、主には吉賀町健康増進計画、いわゆる健康づくり計画の策定、推進に関することや、各地区、組織等の健康づくりの活動の支援に関することなどを中心に行っていくものでございます。第3条につきましては、組織でございまして、協議会の委員、10名以内ということで、各号に掲げてございます、それぞれの代表者の方に出ていただきまして、さまざまな意見を反映できるような形での体制を考えておるところでございます。そしてこれは、委員さん方の任期につきましては、2年ということで考えてございます。

それから、4条、5条につきましては、役員の体制と会議の招集方法を記載してございます。めくっていただきまして、6条のところ、今回委嘱ということでございますので、報酬、費用弁償について発生してまいります、それについては後ほど説明をさせていただきたいというふうに思います。

それから、この協議会の項目について、専門的に審議をする必要がございますので、専門部会を組織することができるという規定にしてございます。専門部会といたしましては、食生活や歯科、歯の保健について検討する部会でありますとか、酒・たばこ・心の、といった、そういった部分の健康について検討する部会、それから、運動や生きがいについて検討する部会等を設置をする予定としてございます。

協議会の庶務につきましては、保健福祉課において処理を行います。

それから、附則についてですけれども、施行期日については公布の日から施行といたしまして、先ほど第6条の関係のところ、述べました報酬、費用弁償につきましては、吉賀町非常勤特別職

の報酬及び費用弁償支給条例の一部を、次のとおり、下記のとおり改正をさせていただきます、会長については6,500円、委員については6,300円の内容の改正を行わせていただきたいというふうに考えております。

定例会資料28ページのほうには、こちらの報酬及び費用弁償支給条例の新旧対照表をつけておりますので、そちらのほうで御確認をいただけたらというふうに思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） この協議会ですが、協議会自体が年間どれぐらい、何回ぐらい行われるかということと、この協議会に基づいて、その行事ですね、年間予定、回数、そのあたりちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えいたします。開催については、2回開催を検討してございます。策定に当たっての当初の課題評価のところと、最終的に、計画の最終的な確定をするための会議の開催ということで、2回程度の開催を計画をしておるところでございます。で、これに基づきましての事業的なところなんでございますけれども、現在、さまざまなウォーキング大会でありますとか、健康づくりの講演会等々を協議会と町との共催という形で、今現在進めさせていただいているところでございまして、今後についてもその計画で進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議員（3番 三浦 浩明君） 行事に対しての回数、いろいろ行事があると……。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 行事ですか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 計画自体が非常に多岐にわたるものでございまして、それぞれ何回といったところは今現在、把握をしておりませんので、後ほど調べまして大体のところの、主だったものについてまた説明をさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） そういことです。ほかに質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第21、議案第41号吉賀町健康づくり推進協議会条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第22．議案第42号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第42号吉賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第42号吉賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。吉賀町個人情報保護条例（平成17年吉賀町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。平成29年6月9日提出。吉賀町長中谷勝。

これにつきましては、所管しております総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第42号吉賀町個人情報保護条例の一部改正について詳細説明を行います。参考資料の29ページをお開きいただきたいと思います。資料のほうで説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、国の法律であります個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律と、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律、この2つの法律が、ことしの5月から施行されたことによりまして、この法律との整合性を図るための条例の改正が主な内容ですが、この改正に伴いまして、一部表現の改正等もあわせて行う内容となっております。

それでは個別に見ていききたいと思いますけれども、まず第2条の定義のところです。第1号の改正ですけれども、これにつきましては、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするために、法律と同様に個人識別符号を明記するための改正でございます。第2号につきましては、法律で要配慮個人情報に定義されたことにより、同様の内容を条例に規定するものでございます。資料30ページの第6号につきましては、個人識別符号が定義されたことによる表現の修正でございます。番号法の改正によりまして、括弧内を追加するものでございます。これに伴いまして以降の号を繰り下げるもので、改正前の「6号」以降、改正後では「7号」以降ということで繰り下げる内容となっております。

第4条につきましては「及び」を挿入する修正でございます。第7条につきましては、個人情報を保管する業務の登録についての規定ですけれども、第5号に個人情報に要配慮個人情報が含まれるときはその旨を追加し、以下の号を繰り下げるものとなっております。31ページの第7条の3も同様に、第6号に記録情報に要配慮個人情報が含まれるときはその旨を追加し、以下の号を繰り下げるというふうにしたものでございます。第7条の4につきましては、号がずれた

ことによりまして関係する号を改正するものでございます。

３２ページの第８条ですけれども、第７条との整合性を図るために「法令」を「法令等」へ修正する内容と、第２条で要配慮個人情報に定義したことによる改正でございます。第９条から３３ページの第１３条までは、「法令」を「法令等」、「き損」を、き損の「き」を平仮名から漢字、「使用」を「利用」、「場合」を「とき」に、「公共団体等」を「地方公共団体等」に修正する字句の修正等となっております。

第１６条と資料３４ページの第１７条につきましては、以降の条文で同じ表現が出てくるため、括弧内に「以下開示請求」あるいは「以下開示請求者」というのを挿入するものでございます。第２１条につきましては、第２３条の表現との整合性から、開示請求による開示を受けた自己の個人情報（特定個人情報を除く）以下この項において同じに統一するものでございます。第２項及び第２２条につきましては、「規定による」を「規定する」、「利用目的」を「取扱目的」へ改める内容となっております。第２３条の第１項につきましては、括弧の見出しを行政機関個人情報保護法に倣い、「目的外利用等停止請求」を「利用停止請求」とし、第２１条と同様に「何人も」を挿入する。そして利用停止の要件に、第９条に規定する「収集の制限に違反したとき」を挿入するものです。

３５ページの第２３条第２項第１号につきましては、法改正により第２８条から第２９条に係る文の変更、第３号は条項の条文で同じ表現が出てくるため、括弧内に「以下利用停止」を挿入するのと、第２３条の冒頭括弧内を見出しを「目的外利用等停止請求」を「利用停止請求」に改正したことによるものでございます。第２４条も同様に「目的外利用等停止」を「利用停止」に改めるのと、「利用目的」について第９条第１項との整合性から「取扱目的」という表現に修正をしております。第２６条も「目的外利用等」を「又は利用停止」という表現に修正するものでございます。

３６ページの第２６条の２につきましては、「又は」を「若しくは」に改めて、番号法の改正により「又は同条第８号に規定する条例事務関係情報照会者、若しくは条例事務関係情報提供者」を挿入するものでございます。２８条、２９条の改正につきましては、「請求者」を「開示請求者」、「目的外利用等の停止」を「利用停止」に改める字句等の修正でございます。

３７ページの第３３条につきましては、「及び利用停止」を挿入し、第３６条は、前段で第７章罰則という記述がありますので、章名が条の見出しを兼ねているということで、括弧の見出し「罰則」というのを削除する内容となっております。それから、条文の中での「使用」を「利用」に字句修正等を行うものでございます。

あと、議案の最後のところにあります附則の中身ですけれども、第１項については施行日に関する規定でございまして、第２項以降については経過措置の規定でございまして、附則の第２項に

つきましては、条例の施行日に実施機関が改正後の第2条第2号に規定する要配慮個人情報を持している場合には、第7条に規定する「新たに開始しようとする」とあるのを、「現に行っている」というふうに読みかえるというものでございます。それから第3項につきましては、条例の施行日に実施機関が特定個人情報ファイルの記録情報に、改正後の第2条第2号に規定する要配慮個人情報を持している場合には、第7条の3第1項に規定する、「保有しようとするときはあらかじめ」とあるのを、「吉賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年吉賀町条例第〇号）の施行後遅滞なく」とするものでございます。「〇号」というふうに書いてありますのは、今回の条例改正が可決された後に、この条例の公布を行いますけれども、公布を行う際の条例番号がこの丸のところに入るということで御理解をいただきたいと思います。

以上で、議案第42号の詳細説明を終わります。どうかよろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長の詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 関連でお聞きますが、防犯カメラについても、この個人情報保護条例の適用でしょうか、範囲、整合性というんでしょうか、適用されるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。防犯カメラについては個人情報には該当しないと思われます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第22、議案第42号吉賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第23、議案第43号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第43号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第43号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。吉賀町職員の育児休業等に関する条例（平成17年吉賀町条例第28号）の一部を別紙のとおり改正する。平成29年6月9日提出。吉賀町長中谷勝。

これにつきましても、所管しております総務課長のほうから詳細を御説明申し上げますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） それでは、所管の担当課長より詳細説明を行っていただきます。赤松総

務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第４３号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について詳細説明を行います。資料の３８ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、平成２９年３月３１日付で総務省から通知がありました、人事院規則１９の１０の一部改正に伴う内容となっております。条例の第３条の規定ですけれども、既に育児休業を取得したことのあった職員が再取得できる特別の事情について定めたものですが、この中に第６号として、「保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を挿入するものでございます。

第４条につきましては、育児休業を１度延長した職員が再延長できる特別の事情について定めたとのことなんですけれども、この中に、「育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を挿入するものでございます。

第８条につきましては、育児短時間勤務を終了した職員が、終了から１年以内に育児短時間勤務をすることができる特別の事情を定めたものですが、これの第７号に、「育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を挿入するというものでございます。要は保育所に入りたくても入れない、そういうものをこの中に加えるという内容でございます。

以上で、議案第４３号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第２３、議案第４３号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第２４．議案第４４号

○議長（安永 友行君） 日程第２４、議案第４４号吉賀町町営駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第４４号でございます。議案第４４号吉賀町町営駐車場条例の一部を改正する条例について。吉賀町町営駐車場条例（平成１７年吉賀町条例第２２号）の一部を別紙のとおり改正する。平成２９年６月９日提出。吉賀町長中谷勝。

これにつきましても、所管しております総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろし

くお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第44号吉賀町町営駐車場条例の一部を改正する条例について説明を行います。資料の40ページをお開きいただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、旧備中屋跡地に整備しておりました町営駐車場が完成したことによりまして、町営駐車場条例の別表を改正するというものでございます。新しく整備した駐車場を「本町上駐車場」という名称にして、本町下の次に、本町上駐車場、位置、吉賀町六日市768番地を挿入するというものでございます。

以上で、議案第44号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第24、議案第44号吉賀町町営駐車場条例の一部を改正する条例についての質疑も保留をしておきます。

日程第25 議案第45号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第25、議案第45号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第45号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。吉賀町消防団員等公務災害補償条例（平成17年吉賀町条例第189号）の一部を別紙のとおり改正する。平成29年6月9日提出。吉賀町長中谷勝。

これにつきましても、所管いたしております総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第45号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について詳細説明を行います。資料の41ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表で説明させていただきます。

今回の条例改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が公布されて、平成29年4月1日から施行されたことによる条例改正でございます。消防団員等に扶養親族がある場合には、補償基礎額に一定の金額を加算することとされており、一般職の職員の給与に関する法律に定められている扶養手当の支給額を日額換算したものが、この基礎額となっ

ております。

昨年１１月の国家公務員の給与法の改正によりまして、扶養手当の支給額が改正されました。吉賀町では昨年の１２月議会に提案した、職員の給与条例の改正と同じ内容でございます。これによりまして、吉賀町消防団員等公務災害補償条例の第５条、補償基礎額のうち扶養親族に係る部分を今回改正するものでございます。

改正の内容につきましては、扶養親族が配偶者の場合、４３３円を３３３円に、配偶者がいない場合、扶養親族のうち１人については３６７円を３３３円とし、その配偶者がいない場合の扶養親族のうち１人について、２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子である場合は３３３円、配偶者及び子がいない場合は３００円という内容にするものでございます。そのほか「にあって」を、「には」に、「によって」を「により」、「満１５歳」を「１５歳」、「満２２歳」を「２２歳」等に改める字句の修正等でございます。

議案の最後のところですけれども、附則ですけれども、第１項につきましては、施行日の規定でございます。第２項につきましては、改正後の条例の規定について、条例の施行日以後の損害補償、傷病補償年金等について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害賠償と、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については従前のものとし、第３項については平成２９年４月１日から条例の施行日の前日までに２２歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある子について、加算された補償基礎額により支給された条例改正前の規定に基づく損害補償については、改正後の規定による損害賠償の内払いというふうにするということの規定しておるものでございます。

以上で、第４５号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。

質疑がないようですが、日程第２５、議案第４５号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第２６．議案第４６号

○議長（安永 友行君） 続いて、日程第２６、議案第４６号平成２９年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第４６号平成２９年度吉賀町国民健康保険事業特別会計

補正予算（第１号）、平成２９年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１８万３,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億２,９８０万３,０００円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第１表歳入歳出予算補正による。平成２９年６月９日提出、吉賀町長中谷勝。

１ページをお開きください。第１表歳入歳出予算補正、歳入、款９項１の他会計繰入金、これが補正額がマイナスの７９万４,０００円で、補正後の額が１億２,５１４万９,０００円、款１０繰越金、項１繰越金、補正額が６１万１,０００円で、補正額が６１万２,０００円となるものでございます。歳入の合計が減額の１８万３,０００円で、補正後の額が、歳入総合計でございますけれども、９億２,９８０万３,０００円でございます。

１ページをお開きください。歳出でございます。

款１総務費、項１総務管理費、補正額が減額の７９万４,０００円で、補正後の額が２,７７８万４,０００円、款１０諸支出金、項１償還金及び還付加算金、補正額が２万８,０００円、補正後の額が４４万３,０００円でございます。款１１予備費、項１予備費、補正額が５８万３,０００円で、補正後の額が６５８万３,０００円で、歳出の合計が、補正額が減額の１８万３,０００円で、補正後の額が９億２,９８０万３,０００円となるものでございます。

あとは、６ページの３、歳出でございます。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費で、補正額が７９万４,０００円の減額でございますけれども、右に説明がありますように、節以降人件費を減額するものでございます。１０款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、目１一般被保険者保険での還付金でございます。これが２万８,０００円で、説明がありますように、節のほうで償還金及び利子、割引料でございますけれども、説明がありますように、保険税の還付金、過誤納付等の還付金でございます。２万８,０００円でございます。

１１款予備費、１項予備費、これにつきましては、５８万３,０００円を補正するものでございます。

１ページ前にかえていただきまして、２、歳入、９款繰入金、１項他会計繰入金で、目の１で一般会計から入れるものを減額して７９万４,０００円ということで減額させていただくものでございます。これにつきましても、職員給与費等の部分を減額させていただくものでございます。

そして、１０款繰越金、１項繰越金、目１繰越金、これにつきましては６１万１,０００円の繰り越しがございましたので、１,０００円ほど項目立てで行っておりますものを合計して、６１万２,０００円を歳入として繰り入れるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。

質疑がないようですが、日程第26、議案第46号平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第27．議案第47号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第27、議案第47号平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） これにつきましても、決算が確定して繰越金が確定しておりますものでございます。

議案第47号平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）、平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,629万7,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成29年6月9日提出、吉賀町長中谷勝。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、款4繰入金、項1一般会計繰入金、補正額が26万7,000円で、補正後の額が4,525万4,000円、款5繰越金、項1繰越金、補正額が8万1,000円で、補正後の額が8万2,000円となるものでございます。歳入の合計が、補正額が34万8,000円で、補正後の歳入合計が9,629万7,000円でございます。

1ページをお開きいただきまして、歳出、款1総務費、項1総務管理費、補正額が26万7,000円、補正後の額が728万8,000円、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項の1後期高齢者医療広域連合納付金、補正額が8万1,000円で、補正後の額が8,869万9,000円で、歳出の合計が、補正額が34万8,000円、補正後の額が9,629万7,000円となるものでございます。

あと、6ページをお開きいただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、

目1一般管理費で、補正額が26万7,000円で、節にございますように、説明もございます人件費で給与費が減額の2万6,000円、住居手当につきましては14万4,000円の増額、通勤手当につきましても39万4,000円の増額、期末手当が減額の17万2,000円、勤勉手当につきましても同じく減額の11万9,000円、時間外勤務手当につきましては減額3,000円、退職手当組合負担金が減額の4,000円、一般職の共済組合負担金が5万3,000円ふえるものでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金でございます。8万1,000円を追加いたしまして、右に説明がございましたけれど、納付金として納めるものでございます。

前に1ページかえっていただきまして、歳入でございます。2、歳入、4款繰入金、1項一般会計繰入金、目1職員給与費等繰入金、補正額が26万7,000円ということで、職員給与費等の繰り入れが26万7,000円で、5款繰越金、1項繰越金、目1繰越金、これが8万1,000円で、項目立てしておりました補正前の1,000円を加えて8万2,000円になるものでございます。繰越金につきましては8万1,000円でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第27、議案第47号平成29年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第28. 議案第48号

○議長（安永 友行君） 日程第28、議案第48号平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第48号でございます。平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、平成29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ157万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,131万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成29年6月9日提出、吉賀町長中谷勝。

1 ページお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、款1国庫支出金、項2国庫補助金5万9,000円の増額の補正で、補正後の額が1億1,692万6,000円、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金が6万6,000円を補正し、補正後の額が2億8,122万9,000円、款5県支出金、項3県補助金、補正額が3万円で、補正後の額が984万1,000円、款7繰入金、項1他会計繰入金が8万8,000円の補正で、補正後の額が1億8,285万円、項2基金繰入金が4万7,000円の補正で、補正後が2,413万1,000円、款8繰越金、項1繰越金が128万3,000円で、補正後の額が128万4,000円で、歳入の合計補正額が157万3,000円、補正後の額が10億8,131万9,000円でございます。

1 ページをお開きください。歳出、款1総務費、項1総務管理費、補正額が5万2,000円、補正後の額が3,739万1,000円で、款5地域支援事業費、項4一般介護予防事業費で23万8,000円、補正後の額が1,953万7,000円、款7予備費、項1予備費、補正額が128万3,000円で、補正後の額が328万3,000円で、歳出の合計が、補正額が157万3,000円で、補正後の額が10億8,131万9,000円でございます。

7 ページの歳出の詳細でございますけれど、3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、目の1が一般管理費で、補正額が5万2,000円で、内容につきましては職員の人件費、これが時間外手当を1万5,000円減額し、人件費といたしまして一般職の給与が減額の20万7,000円で、扶養手当が減額の9万6,000円で、住居手当が17万4,000円の増額で、通勤手当が減額の12万5,000円、期末手当が減額の6万6,000円、勤勉手当が減額の3万円、退職手当組合負担金が減額の3万5,000円、一般職の共済組合負担金が減額の11万円で、一般管理事務費、これがソフトウェアの保守負担金がありまして、56万2,000円の増額でございます。

5款地域支援事業費、4項一般介護予防事業費、目2の介護予防普及啓発事業費が23万8,000円を補正するものでございます。説明にありますように、需用費として介護予防啓発事業費消耗品が23万8,000円を増額させるものでございます。

7款予備費、1項予備費、目1予備費につきましては、128万3,000円の増額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 本件についての質疑がないようですが、日程第28、議案第48号平成

29年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第29、議案第49号

○議長（安永 友行君） 日程第29、議案第49号平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第49号平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）、平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ260万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,312万円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は歳入歳出予算補正による。平成29年6月9日提出、吉賀町長中谷勝。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、款4繰越金、項1繰越金、補正額が260万2,000円で、補正後の額が260万3,000円となるものでございます。歳入の合計につきましても、260万2,000円の補正で、6,312万円となるものでございます。

1ページをお開きください。歳出、款1総務費、項1施設管理費、補正額が260万2,000円で、歳出の合計も補正額が260万2,000円で、補正後が6,312万円となるものでございます。

6ページをお開きください。3、歳出、1款総務費、1項施設管理費、目1一般管理費で、これにつきましては7,000円を増額しております。これは、一般職の共済組合への負担金が7,000円ふえたものでございます。目2財産管理費、これにつきましては、259万5,000円を補正するものでございます。これにつきましては、基金へ積み立てるということで、259万5,000円を今回ふやすものでございます。

1ページかえっていただきまして、2、歳入、4款繰越金、1項繰越金、目1繰越金、補正額が260万2,000円ということで、合計につきましても一緒に260万2,000円の繰越金が生じたことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） このたびの補正に直接は関係ありませんけど、先ほど繰越明許

が出ました。これは水路の調査ということでしたけど、以前、配水路の陥没の調査という予算が出たと思いますが、その調査終わりましたか。ちょっと現状を教えてくださいと思います。

○議長（安永 友行君） 大庭室長。

○柿木地域振興室長（大庭 克彦君） お答えいたします。

放水路の合流池の下側の放水路の上部陥没するという事で、これに伴った調査ということで、今回繰り越しで、高津川の横断等がありますので、漁協と協議をしながら、秋以降のところでまた再開したいというところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第29、議案第49号平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第30．議案第50号

○議長（安永 友行君） 日程第30、議案第50号平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となっています議案第50号でございます。平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ383万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,137万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成29年6月9日提出、吉賀町長中谷勝。

1ページをお開きいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、款1繰入金、項1他会計繰入金、補正額が減額の488万1,000円、款5繰越金、項1繰越金、補正額が104万5,000円で、歳入の合計が、補正額が減額の383万6,000円で、補正後の額が2億3,137万4,000円となるものでございます。

1ページ開いていただきまして、歳出、款1下水道事業、項1施設管理費、補正額が減額の383万6,000円で、補正後の額が6,984万3,000円で、歳出の合計が、補正後の額が減額の383万6,000円、補正後の額が合計が2億3,137万4,000円となるものでございます。

6 ページをお開きください。3、歳出、1 款下水道事業費、1 項施設管理費、目 1 施設管理費、補正額が減額の 3 8 3 万 6, 0 0 0 円、節で説明してありますけれど、給料、人件費が主でございいます。一般職の給料が減額の 1 7 7 万 8, 0 0 0 円、それから扶養手当が減額の 3 9 万円、住居手当が 1 7 万 4, 0 0 0 円の増額、通勤手当が 1 1 万 6, 0 0 0 円の増額で、期末手当が減額の 5 5 万 9, 0 0 0 円、勤勉手当も減額の 3 1 万 1, 0 0 0 円、時間外手当も減額の 1 2 万 5, 0 0 0 円、退職手当組合負担金が減額の 3 0 万 2, 0 0 0 円、一般職共済組合負担金が減額の 6 6 万 1, 0 0 0 円でございます。

1 ページ前にかえていただきまして、2、歳入、1 款繰入金、1 項他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金で、補正額が減額の 4 8 8 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。これにつきましても、一般会計からの繰入金を減額して、4 8 8 万 1, 0 0 0 円減額の節が一緒でございまして、5 款繰越金、1 項繰越金、目 1 の繰越金、これにつきましては、増額で、1 0 4 万 5, 0 0 0 円を増額するもので、純繰越金が増額が生じたためでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第 3 0、議案第 5 0 号平成 2 9 年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の質疑は保留をしておきます。

日程はかなり消化しましたので、ちょっと早いですが、ここで昼休み休憩にします。

午後 1 時開会です。休憩します。

午前 11 時 35 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

.....

日程第 3 1、議案第 5 1 号

○議長（安永 友行君） 日程第 3 1、議案第 5 1 号平成 2 9 年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

議案第 5 1 号平成 2 9 年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、平成 2 9 年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,207万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年6月9日提出、吉賀町長中谷勝。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款1繰入金、項1他会計繰入金、減額の49万4,000円を補正し、補正後の額が5,592万9,000円。

款5繰越金、項1繰越金、補正額が50万3,000円で、補正後の額が50万4,000円でございます。歳入の合計でございますけれど、補正額が9,000円の増額で、補正後の額が7,207万1,000円でございます。

1ページお開きください。

歳出、款1農業集落排水事業費、項1施設管理費、補正額が9,000円で、補正後の額が2,783万9,000円で、歳出の合計が、補正を9,000円増額して7,207万1,000円となるものでございます。

6ページをお開きください。

3、歳出、1款の農業集落排水事業で、1項施設管理費、目1施設管理費、補正額が9,000円、これにつきましては、人件費の共済組合の負担金でございます。

1ページ前へお返りください。

2、歳入、1款繰入金、1項他会計繰入金、目1一般会計繰入金が、補正額が減額の49万4,000円で、これにつきましては、一般会計からの繰り入れを減額するものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、そして目の1も繰越金ということで50万3,000円で、補正前の1,000円を加えまして、50万4,000円となるものでございます。繰越金につきましては、50万3,000円ということで、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第31、議案第51号平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第32. 議案第52号

○議長（安永 友行君） 日程第32、議案第52号平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第52号でございます。議案第52号平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）、平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億64万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億2,759万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第5表地方債補正による。平成29年6月9日提出、吉賀町長中谷勝。

1ページお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款13、項1国庫負担金、補正額が81万1,000円で、補正後の額が3億2,262万4,000円でございます。項の2国庫補助金、補正額が585万円、補正後の額が2億901万3,000円。

款14県支出金、項1県負担金、補正額が40万5,000円で、補正後の額が1億8,027万円でございます。項の2県補助金、補正額が減額の124万5,000円で、補正後の額が1億6,593万8,000円。項3委託金、補正額が16万円で、補正後の額が2,128万1,000円。

款17繰入金、項2基金繰入金、減額の1,799万4,000円で、補正後の額が5億4,406万9,000円。

款18繰越金、項1繰越金、補正額が2億2,306万1,000円、補正後の額が2億2,306万2,000円。

款19諸収入、項5雑入、補正額が180万円で、補正後の額が4,825万9,000円。

款20町債、項1町債、補正額が減額の1,220万円で、補正後の額が11億7,094万4,000円で、歳入の合計が、補正額が2億64万8,000円で、補正後の額が70億2,759万8,000円でございます。

1ページお開きください。

歳出、款1議会費、項1議会費、補正額が1万6,000円で、補正後の額が6,950万3,000円。

款2の総務費、項1の総務管理費が補正額が8,186万1,000円で、補正後の額が12億4,458万8,000円、項2徴税費、補正額が853万1,000円で、補正後の額が5,178万1,000円。項3戸籍住民基本台帳費、補正額が5万2,000円で、補正後の額

が1,796万4,000円。

款3民生費、項1社会福祉費、補正額が1,664万円で、補正後の額が10億2,163万8,000円。項2児童福祉費、補正額が91万9,000円で、補正後の額が4億8,602万5,000円。

款4衛生費、項1保健衛生費、補正額が57万4,000円で、補正後の額が5億6,498万4,000円。

款5労働費、項1労働諸費、補正額が13万2,000円で、補正後の額が399万8,000円。

款6農林水産業費、項1農業費、補正額が減額の531万5,000円で、補正後の額が3億8,905万円、項2の林業費、これの補正も減額で64万2,000円、補正後の額が8,982万5,000円。

款7商工費、項1商工費、補正額が610万5,000円で、補正後の額が1億8,151万1,000円。

款8土木費、項1土木管理費、補正額が減額の282万6,000円で、補正後の額が2億2,365万8,000円。項2道路橋梁費、これも減額で905万9,000円で、補正後の額が4億640万8,000円。項5の住宅費、これにつきましては、236万2,000円の補正で、1億3,269万4,000円でございます。

款9消防費、項1消防費、補正額が150万円で、補正後の額が2億5,357万5,000円。

款10教育費、項1教育総務費が、補正額141万9,000円、補正後の額が2億3,847万1,000円。項2小学校費、補正額が231万8,000円、補正後の額が6,775万5,000円。項3中学校費、補正額が173万9,000円で、補正後の額が6,774万円。項4社会教育費、補正額が36万2,000円、補正後の額が1億1,117万2,000円。

款12公債費、項1公債費、補正額が9,396万円で、補正後の額が8億6,408万2,000円で、歳出の合計が、補正額が2億64万8,000円で、補正後の額が70億2,759万8,000円でございます。

1ページお開きいただきまして、第5表地方債補正、起債の目的は、過疎対策事業債で、補正額が、補正前、これマイナスになっていますけれど、補正額が6億3,410万円で、借り入れ、利率、起債の方法、利率、償還の方法等は、補正前と同様でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管しております総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 詳細説明に入る前にちょっと1点訂正をお願いしたいと思うんですけど、先ほどの町長が提案した4ページのどこなんですけども、補正前がマイナス1,220万

になってますけども、これが、正確には6億4,630万円ですので、646300が正しい数字ですので、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 今、赤松総務課長のほうから訂正の申し出がありましたが、4ページの第5表地方債補正の補正前の欄ですが、左のほう、補正前の欄の限度額が起債の目的で過疎対策事業債がマイナス1,220万円になっておりますが、これが違います。新しく6億4,630万円に訂正です。646300に訂正ということです。訂正することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、第5表の地方債補正の補正前の限度額の数字をマイナス12200を646300に改めます。

それでは、続けてください。

○総務課長（赤松 寿志君） 済いません。大変申しわけありませんでした。

それでは、議案第52号平成29年度吉賀町一般会計補正予算の詳細説明を行いたいと思います。今回の補正ですけども、主なものは、歳入では、28年度からの繰越金2億2,306万1,000円、それから、橋梁補修等に伴う国庫補助金の585万円等が大きい金額でございます。

それから、歳出のほうでは、町債の繰り上げ償還に伴う公債費9,396万円、財源の有効活用事業、また後ほど言いますけども、全体事業費から今回の補正予算で計上した事業の残について、ふるさと創生基金へ積み立てることとしておりますが、その積立金8,409万7,000円などが主なものでございます。

財源の有効活用事業の部分について最初に説明したいと思いますけども、資料の43ページをごらんいただきたいと思います。

左上のところに事業費9,150万円というのがございますけども、この金額については、今回の28年度繰越金、28年度からの繰越金の総額から財政調整基金の繰入金金を1,799万4,000円減額しておりますけども、これと町債の繰り上げ償還に係る9,396万円、それから今回の補正予算に伴う一般財源の総額1,960万7,000円、これを差し引いた全額をこの財源の有効活用事業の事業費ということで、9,150万円を計上させていただきました。今回の補正予算の中で、そこに記載の4事業に充当をしまして、740万3,000円を引いた残りについて、8,409万7,000円ですけども、ふるさと創生基金の積立金ということで今回計上させていただいております。

それでは、予算書のほうの説明に入りたいと思います。一番後ろの給与費明細書から説明をしたいと思います。

21ページをお開きいただきたいと思います。

1、特別職のところの表ですけども、変わっておりますのが、比較欄のところですが、長等で共済費が3万6,000円の増となっております。これにつきましては、制度改革によりまして、負担率が上がったことによるものでございます。

それから、その下のその他特別職、職員数13の報酬443万8,000円の補正につきましては、13人につきましては、先ほどの条例改正でお願いしましたけども、健康づくり推進会議委員10人と、それから非常勤嘱託職員3名、柿木庁舎の用務員、地域おこし協力隊、保育士、それぞれ1名、合計で13人の増でございます。

それから、443万8,000円につきましては、その13人分の報酬等によるものでございます。

それから、2の一般職の(1)総括のところです。給料のところ見ていただきますと、267万6,000円の増額となっておりますけども、その要因につきましては、22ページの給料、上側のほうですけども、そちらのほうを見ていただきますと、4月に管理職に昇格された方のものが、それに影響するものが8万8,000円、それから、人事異動に伴う会計間異動による241万7,000円の増、新規採用による17万1,000円の増、この要因によるものでございます。

それから、職員手当、(1)総括のところの比較欄のところでは231万1,000円となっておりますけども、手当の種類ごとはその下の職員手当の内訳のところで見いただきたらと思います。これの要因ですけども、22ページに記載してありますけども、給料同様、管理職に昇格したことによる増が11万1,000円、人事異動による会計間異動で148万7,000円の増、新規採用による150万7,000円の増、条件変更による増減で79万4,000円の減、これにつきましては、4月からの扶養親族の異動に伴いまして、扶養手当が減額になったことと、それに伴う期末手当の減額によるものでございます。

それから、21ページの(1)総括の共済費163万2,000円ふえておりますけども、これは特別職同様に制度改革による負担率の増、あるいは人事異動等によるものでございます。

それでは、歳出のほうの予算から説明をしたいと思います。

10ページをお開きいただきたいと思います。予算書の10ページ。

人件費のところについては、先ほど言ったとおりですので、省略をさせていただきます。

款2総務費、1項総務管理費、目1一般管理費ですけども、027吉賀高校支援対策事業費の報償金ですけども、これは、スクールソーシャルワーカーをお願いすることによる1名分の報償金でございます。

それから、050その他経費、社会保険料ですけども、これは、制度改革によりまして加入要件が変わったことによりまして町の負担分がふえることによる396万円の補正でございます。

それから、目の5財産管理費、説明欄003庁舎維持管理費ですけども、これは、柿木庁舎の用務員を臨時職員から非常勤嘱託職員に身分を変更したことによりまして、賃金を減額して報酬をふやすもので、総額は変更ありません。

それから、005その他財産維持管理費、10ページから11ページにかけてですけども、これにつきましては、柿木商店街に町営の駐車場を整備するための用地の取得費と工事請負費です。場所につきましては、小中学校のあの入り口の交差点がありますけども、その下流側で、今、川側に民家が2軒建っておりますけども、その2軒の民家の間の今の空き地に整備をする予定でございます。

それから、11ページ、006基金積立金、ふるさと創生基金積立金、これは先ほど言いましたように財源の有効活用事業の充当残部分でございます。8,409万7,000円。

それから、目の14企画総務費で002一般コミュニティ助成事業補助金、これにつきましては、下須自治会の備品整備に係るものでございます。歳入のほうで同額10分の10、180万円の歳入のほうもでございます。

それから、続きまして、目の15まちづくり対策費で、004ええもん知ってもらおうプロジェクト事業費、システム保守の委託料ということで、これは庁舎のセキュリティー強靱化の工事を行いましたけども、それに伴いまして、ホームページの保守業務が新たに発生するという事で6万5,000円の計上でございます。

それから、007電源立地地域対策事業費、庁用器具費397万円4,000円の減額でございますけども、これにつきましては、電源立地地域交付金の補助申請を行いましたけども、これらの備品については対象外ということになりましたので、ここの電源立地地域事業費を減額して教育費のほうへ組みかえるというものでございます。

それから、目の16定住対策費、005地域おこし協力隊事業費です。これにつきましては、公設塾あるいは学校等における学習支援コーディネーターの1名分でございます。人件費、旅費、受け入れ先コーディネート等の委託費等の予算でございます。

続きまして、ちょっと飛びますけども、あとは人件費の関係が続きますので、13ページです。款の3民生費、項の1社会福祉費で目の2高齢者福祉費で027デイサービスセンター管理費、維持補修工事ですけども、六日市のデイサービスセンターの給湯循環の修繕工事、これにつきましては、昨年の12月議会で補正予算計上しまして、ことしの3月議会で一旦減額をしておりますけども、これに対する工事の手法等が新たにできたということで、今回また改めて補正を計上するものでございます。

それから、036認知症対策推進事業費です。これにつきましては、平成30年度までに設置が義務化された認知症初期集中支援チーム設置のための準備経費でございます。研修会の講師謝

礼、消耗品、認知症支援のための事務手引き書の印刷費、それから、医師、看護師等が研修に受講するための補助金、あるいはその受講費等でございます。

それから、続きまして、民生費の項の２児童福祉費で目２保育所費、００８地域型保育給付事業費ですけども、これにつきましては、臨時職員から非常勤職員に身分を変更するために賃金を減額して報酬を増額するものでございます。

それから、目の３母子福祉費、００６母子家庭高等技能訓練促進事業費ですが、これは、精算による国への返還金でございます、９０万円。

それから、ちょっと飛ばして１４ページの衛生費、保健衛生費の目３予防費、００８健康増進事業費ですけども、これは条例の制定をお願いしています健康づくり推進会議委員の委員報酬と費用弁償でございます。

それから、款５労働費、項１労働諸費、目２雇用対策費ですけども、００３雇用対策事業費、委員等報償につきましては、吉賀町人材確保定着推進協議会の委員さんでございましたけども、３月末で県の人材確保育成コーディネーターを退職された方なんですけど、これ引き続き参加してもらいたいということで、この方に係る旅費部分の報償費でございます。

それから、続きまして、１５ページの農林水産業費、農業費の目３農業振興費、０２９集落営農体制強化スピードアップ事業ですけども、広域連携組織設立支援事業補助金ということで、真田、立河内の２集落に対する補助が５０万円でございます。これは、歳入のほうでも１０分の１０、５０万円の歳入を見込んでおります。

それから、ちょっと飛びまして、１６ページ、款７商工費、項１商工費、目２観光費、００４健康増進交流促進施設管理費ですけども、施設修繕料はゆ・ら・らの宿泊の和室を禁煙室にするための改修費４８万３,０００円と補修工事費は社員寮の改修工事３６万２,０００円でございます。

それから、００５観光施設管理費につきましては、改良工事、これは高尻のログハウスにエアコンを設置するための工事、管理棟とケビン２棟分１９５万円でございます。

それから、８土木費、項１土木管理費、飛んで、済いません、１７ページに飛んでいただきまして、道路橋梁費の目１道路橋梁維持費、００４橋梁維持管理費、事業委託料につきましては、馬橋、吉賀橋の調査設計業務でございます。

それから、維持補修工事につきましては、落合橋の補修工事でございます。歳入につきましては、社会資本整備交付金５８５万円を充当することとしております。

それから、目の２道路橋梁新設改良費、０２０道路新設改良単独事業費、舗装工事ですが、田野原山線舗装工事、これ平成２８年度で事業が完了しましたので、１,８０７万５,０００円を減額とするものでございます。これに伴いまして、歳入のほうでは過疎債を１,８１０万円減額を

しているところでございます。

それから、続きまして、項の5住宅費、目の2住宅建設費、002公営住宅等整備事業費、手数料につきましては、開発行為の申請手数料20万2,000円でございます。

それから、18ページの設計委託料ですけれども、これにつきましては、開発行為の許可申請の資料作成業務の委託54万円とその開発行為の結果によっては、必要となる可能性があります排水路の改修のための調査設計業務委託162万円、合わせて216万円でございます。

それから、続きまして、9款消防費、1項消防費で、目の2非常備消防費、006消防施設管理費、建設工事150万円ですけれども、立河内の消防車庫建設、当初予算で500万円計上しましたが、この中で、車庫とホースの乾燥棟を整備するということで設計しておりましたが、予算が不足するということで、ホースの乾燥棟部分について今回補正をお願いしたいというものでございます。歳入のほうでは、過疎債を150万円見込んでおります。

続きまして、10款教育費で、1項教育総務費、目の2事務局費、072事務局総務費で報償金につきましては、裁判に係る弁護士報酬の報償金110万円でございます。それから、車両購入費につきましては、公用車のリースが終了したものを買い取る購入費12万9,000円でございます。

それから、082スクールソーシャルワーカー活用事業費ですが、これにつきましては、スクールソーシャルワーカーの時間外手当、通勤手当に相当する部分の報酬の増額でございます。

続きまして、19ページです。項の2小学校費ですけれども、目1小学校管理費、003小学校事務局管理費が庁用器具費231万8,000円ですが、これは先ほど総務費の電源立地地域対策事業費を減額しましたが、そのうちの小学校に係る分231万8,000円をこちらに新たに計上するものでございます。

項の3中学校費の目1中学校管理費、003中学校事務局管理費、庁用器具費、これも、先ほどの小学校と同様に電源立地地域対策事業費からこちらのほうに組みかえる165万8,000円を組みかえるものでございます。

それから、目の2中学校教育振興費です。023しまねのふるまい体験活動推進事業費、この事業実施するのは柿木中学校でございまして、講師謝金、活動用の消耗品、郵送料等でございます。歳入については、10分の10の補助金でございます。

それから、続きまして、項4社会教育費の目の4文化財保護費、003文化財保護費修繕料ですが、旧道面家住宅のトイレ等の目隠し塀の修繕、32万6,000円でございます。

20ページですが、12款公債費、項1公債費、目1元金、これにつきましては、町債の繰り上げ償還をしたいということで、9,396万円計上するものでございます。

続きまして、歳入のほうに戻っていただきまして、7ページをお開きいただきたいと思います。

国庫支出金です。民生費国庫負担金につきましては、介護保険低所得者保険料軽減負担金、軽減額の2分の1でございます。充当先は介護会計への繰出金に充当をします。

それから、国庫補助金で、土木費国庫補助金、社会資本整備交付金585万円、これにつきましては、橋梁の補修、馬橋、吉賀橋の調査設計業務、あるいは落合橋の補修工事、事業費の65%を見ております。

それから、続きまして、県負担金で、民生費の県負担金、これは先ほどの国庫と同様に県分で軽減額の4分の1、40万5,000円でございます。これも介護保険会計繰出金に充当します。

それから、県補助金の1総務費県補助金、電源立地地域対策交付金、これにつきましては、先ほど歳出で言いましたように補助事業の対象外となりましたので、174万5,000円を減額するものでございます。

それから、農林水産業費県補助金、集落営農体制強化スピードアップ事業、2集落分の10分の10の補助金でございます。

8ページ、教育費の県委託金ですけども、しまねのふるまい体験活動推進事業、柿中の10分の10でございます。

それから、続きまして、繰入金で、財政調整基金からの繰入金ですけども、これにつきましては、当初予算で差しかえをお願いしましたけども、六日市病院からの貸付金の返還金が計算誤りがありましたので、その分について1,799万4,000円を財政調整基金からの繰り入れということにしておりましたが、これを減額して、その部分について減額するものでございます。

それから、繰越金につきましては、平成28年度からの繰越金2億2,306万1,000円でございます。

それから、諸収入の雑入ですけども、コミュニティ助成金、これは下須自治会の備品購入に充てるものが180万円、10分の10でございます。

続きまして、町債で、過疎債ですけども、消防施設の整備事業は立河内消防車庫とのホースの乾燥棟の工事に充当するものです。

それから、町道の新設改良単独事業、これは田野原山線の舗装工事を減額したことにより、1,810万円の減額でございます。それから、柿木地区の駐車場整備、商店街の駐車場に440万円を充当して、差し引き1,220万円の減額となるものでございます。

留保財源につきましては、今回異動がございまして、当初予算で見込んでおりました普通交付税5,160万円と特別交付税3,000万円、合計8,160円でございます。普通交付税につきましては、8月ごろに確定をするというふうに思っております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8番。15ページの農林水産業費の部分のうちの農業振興費の029集落営農体制強化スピードアップ事業ですが、この事業、一応限度額としては、1組織50万円というふうになっているものでありますが、2つの組織で50万円となっている内容をお示してください。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

議員さんが言われるとおり、通常の場合、1組織50万円でございます。ただ、この県の要綱等ございますが、その事業の実施自体がいわゆる任意の集落営農組織という場合には、25万円が上限ということになっておりますので、集落営農組織という経営を自体やるのが本来集落営農組織なんです。今回ののは、今から真田と立河内、こちらに集落営農組織をつくってビジョン等を作成をするというようなソフト経費に充てるというものなんで、こういう事業に対しましては、25万円が上限ということになっております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 17ページの004の橋梁維持管理費ということで、馬橋を含んだ補修調査及び設計費ということですが、これは馬橋については、随分昔から架け替えという要望が来とったかと思いますが、架け替えについても視野に入れてるということですか。それとも補修がメインなんでしょうか。そこをお聞きます。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

基本的には補修でございます。といいますのも、架け替えるという内容のものにつきましては、点検の結果4以上、つまり危険であるという橋についてのみ架け替え等も検討しながら考えるわけでございますけれども、今回の馬橋、それから吉賀橋等につきましては、健全度でいえば3ということでございますので、橋とすれば問題はない橋でございます。今回、そういったことをメインに点検をした結果、早めに補修をしていこうというところで、県のほうからも、予想以上にお金等、つまり補助金等がついたものでございますから、その分について設計も含めて検討したいということでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 済いません。馬橋の件なんです。沢田方面から国道に出るところが、非常にあそこが狭く、事故も再三起きております。国道から沢田のほうに入る場合も同じですが、出るほうも、再三事故が起きているんです。だから、そこは、あそこ広げるというのが随分沢田地区からもいろいろ聞いておるんですけど、補修ということであれば、あそこを広げると

いうことは、視野に入っていないというふうに感じるんですが、事実事故があそこ再三起きてるんですよ、見通しが悪いし、入る所が狭いので、その辺も、補修にこだわらず、その辺も視野に入れていただきたいということと、それと、大変低いので、流木があそこすごくかかるんですよ。見て、ちょっとした大水でかなり流木がかかかりますので、やはりその辺を、あそこ皆さんが流木が多くて水があふれるというのが、随分昔から出ておりますので、その辺も、視野に入れて、やっていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 確かに、国道タッチの部分については、橋が直接道路と接しているという関係で、非常に通行にも厳しいところであろうかというふうにも考えておりますし、また、親柱といいましょうか、そういったものも破損をしているという状況でございます。高欄についても以前補修したこともございます。確かに、国道へ町道等がタッチする場合には、現在の規定では大きく「ばち」、三角にとって、通行がしやすいようにというふうに規定では決まっておりますけれども、古い橋でございまして、そういったところも基準の中に入っていないということでございます。ただ、しかしながら、今の通行しやすく「ばち」をとるためには、どうしても橋等をまた根本的に考え直さなきゃいけない、つまりは、「ばち」であっても橋であるものですから、そういったものの検討も、非常に問題になってくるというところもございます。何かいい方法はないかということは今後も検討していきたいと思っておりますけれども、なかなか橋梁の維持補修のところでそれを盛り込んでいくというのもなかなか難しゅうございます。この問題とは分けて今後とも検討はしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 16ページの005、高尻ログハウスの修繕ですが、これはこれで、エアコン設置ということではいると思うんですけど、以前から、ここだけでなしに、消防法で何かちょっと引っかかったとこみたいな話を聞いたんですが、その辺のあたりのことをちょっと伺いたいんですが、その辺は解消されたのかというところで、高尻だけじゃなしに、高尻は何カ所かありますけど、蓼野等、その辺のあたりの状況をちょっと伺います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

今回、エアコンを設置するログハウス、管理棟とケビンと呼んでますが、離れが2棟でございます。消防法で今ちょっと対策を求められているのが管理棟でございまして、管理棟の2階が非常口がないということで、今、現段階においては、使用を中止して使っておりません。今予算化をしておりますので、当初で予算化をしておりますので、非常口、非常階段について、今設計は

行いつつありますので、避難経路が確保できたら、また再開して使う予定になっております。

それと、関連ということで、なつめの里のことでよろしいのでしょうか、はい。なつめの里につきましては、またこれも消防法の適用を受けまして、いろいろがある場合は宿泊に使用できないということで、今いろいろの使用を中止しております。

それと、面積的に広すぎるということで、1部屋は宿泊としては使わないように倉庫に改造して、残りのところを宿泊用に利用しているという、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） いろいろ規制があつて、なかなか進まないと思いますけど、先ほどりバーサイドの非常口等々、そういった件につきましても、このエアコン設置についてもそうなんですけど、もう既に夏状態といいますか、暑い状態が続いていますんで、あんまりゆっくりやらないで、早急にやられたらいいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

エアコンにつきましては、もう補正予算が可決次第とりかかる予定としております。階段につきましては、ちょっといろいろまだ協議が複雑でございまして、随時消防法の適用を受けるように協議をしないとどこでございしますが、整い次第着手したいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 11ページの企画総務費、002なんですが、下須自治会の備品購入等というふうに言われましたが、自治会の備品購入等については、自治振興交付金というのがあると思うんですが、これとは全く別の対応ということなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 一般コミュニティ助成事業についてお答えいたします。

この事業につきましては、いわゆる宝くじ助成事業と我々呼んでおりますが、宝くじの売り上げの一部を自治振興に使用するために制度化されている事業でございます。もともと国の事業でございまして、我々としましては、PRののちに申請があれば、それを県、国へ進達するというふうな制度となっております。採択につきましても、全て県等で決定されますので、吉賀町においてこれを適用、適用でないということはございません。自治振興交付金とは全く別の制度でございまして、目的を持って自治活動が行われるということであれば、採択されるようでございます。ただ、今年度も2件申請しましたが、1件は不採択となっていることを申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4 番、桜下議員。

○議員（4 番 桜下 善博君） 確認させていただきますが、今の宝くじの分ということですが、ほかの自治会でも審査があるということですが、ほかの自治会でも備品購入とか、そういうようなことであれば、この申請はできるということでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

申請要件には、自治会という規定がございます。自治会であれば申請できます。ただし、先ほど補足しましたように、不採択となる場合もあるので、そのところは御留意願いたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、本議案の日程第 3 2、議案第 5 2 号平成 2 9 年度吉賀町一般会計補正予算（第 1 号）の質疑は保留をしておきます。

_____ . _____ . _____

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会とします。御苦労でございました。

午後 1 時 51 分散会
